

浦上賞募集要領

一般社団法人日本ダイカスト協会

浦上賞要綱

- 第1条 本賞は浦上賞と称し、リョービ株式会社初代社長故浦上豊氏の遺志によりご遺族及びリョービ株式会社より本協会に寄贈された基金によるものである。
- 第2条 本賞は次の業績に対して贈呈する。
(1) 他の工法によって作られていた製品をダイカスト化し、ダイカストの新分野を開発したものの。
(2) 技術的に困難とされていたものを克服して、ダイカスト化に成功したものの。
(3) その他、これに準ずるもの。
授賞に当たっては、受賞者の許す範囲内でその内容を会員に公表し、ダイカスト業界の啓発に資するものとする。
- 第3条 本賞は、原則として毎年1件とし、当該ダイカスト製品の製作者に対し表彰状及び副賞30万円以内を贈呈する。
また、発注者の協力があつた場合は、その発注者に対し感謝状及び記念品を贈呈する。
- 第4条 本賞は、次の方法によって決定する。
(1) 応募者の資格及び応募方法は別に定める。
(2) この選考は、会長が委嘱した委員により構成される選考委員会によって行なう。
選考委員会及び選考委員に関する細則は別に定める。
(3) 理事会は、選考委員会によって選考された授賞候補を審議し、当該年度の授賞を決定する。
- 第5条 理事会が授賞に該当するものがないと認めたときは、当該年度は賞を贈呈しない。
- 第6条 本賞の贈呈は、毎年本協会通常総会において行なう。
- 第7条 基金及び基金の利息収入による運営に係る資金は、賞金及びその関連経費のみに使用できるものとする。
- 第8条 基金の利息収入の低下により運営に係る資金が不足したときは、理事会の承認を得て基金を取崩し、賞金及び関連経費に充当することができるものとする。
- 第9条 基金の不足により事業の継続が困難となった場合は、理事会において事業の継続あるいは終了を検討するものとする。
- 付 則 1. 本要綱に定められていない事項は理事会で定める。
2. 本要綱は昭和50年9月10日から施行する。
3. 要綱改訂 平成3年11月19日
4. 要綱改訂 平成12年4月21日（第7、8、9条追加）
5. 法人格名変更〔平成24年4月1日 定款（H24.04.01 変更）附則第5号の法人格表記読替え規定に基づく変更〕

浦上賞施行細則

1. 応募者の資格
本協会の会員とする。
2. 応募の方法
 - (1) 応募対象
当該年度を含むおおむね過去3年の間において生産された要綱第2条に該当するダイカスト製品とする。
ただし、初年度に限り当該年度を含む過去6年の間に生産されたダイカスト製品とする。
 - (2) 応募手続き
本協会所定の「浦上賞応募申請書」に内容を明記したもの及び当該ダイカスト製品（可能な限り旧工法による製品も添える）を提出するものとする。
 - (3) 提出締切日
毎年12月末日とする。
 - (4) 提出先
〒105-0011
東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館502号室
一般社団法人日本ダイカスト協会
3. 授賞に関する公表
授賞したダイカスト製品に関する内容は、当協会「会報ダイカスト」に掲載するものとする。また、受賞者の希望により新聞紙上に掲載することができるものとする。
4. 費用
本賞に要する経費は浦上記念事業基金特別会計から支弁するものとする。

選考委員会に関する細則

1. 選考委員会委員は、学識経験者及び会員の中から選び20名以内とする。
2. 選考委員会委員は、発表者又は応募者及びその関係者を除いて構成する。
3. 選考委員会委員長は、学識経験者に委嘱する。
4. 委員の任期は1年とする。

(参考)

1. ダイカスト化（商品または実用化）の実績が当該年度まで顕著であること。
2. ダイカスト化の実績が当該年度まで十分ではないが、近い将来においてその可能性が確実であるものは授賞の対象とする。
3. 技術導入に基づくものは対象としない。ただし、独創的な改善が加えられた場合はこの限りでない。
4. 助成金、奨励金を受けて行なった技術開発の業績も対象とする。

浦上賞応募申請書様式 (A4 版)

年 月 日 提出

業績題目	
申請者	会社名
	所在地
	TEL FAX 代表者氏名 印
業績及び応募の理由 1. 業績の概要説明及び同種のものが他にあれば、それと比較した場合の当該製品の特徴等をお示し下さい。 2. 業績の具体的説明（ダイカスト化の動機、技術的な問題点、その解決過程、生産実績等）の詳細は、別紙（用紙、枚数適宜）とし、参考資料等もご添付下さい。	
本件に関する連絡者	所属・役職 氏名 TEL FAX e-mail